

災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条）

災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

1. 住家等への被害が生じた場合

（1）当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項**第1号**）

市町村区域内の人口	中間値	現行	
		滅失世帯数	1,000人あたり滅失世帯数※
5,000人未満	5,000	30	6.0
5,000人～ 15,000人	10,000	40	4.0
15,000人～ 30,000人	22,500	50	2.2
30,000人～ 50,000人	40,000	60	1.5
50,000人～100,000人	75,000	80	1.1
100,000人～300,000人	200,000	100	0.5
300,000人以上	300,000	150	0.5

現状・課題

小規模自治体にとって、
基準となる滅失世帯数
が相対的に大きい

※中間値に基づき、1,000人あたりの滅失世帯数を試算

国への提案

災害救助法第2条第1項に係る1号基準は、人口規模が少ないほど適用基準が厳しくなっていることから、人口あたりの滅失世帯数の比率を改善するなど、同一の災害で、同様の被害を受けた自治体が多大な財政負担を強いられることのないよう適用基準の見直し検討を要請する